



西原町告示第 64 号

西原町都市計画マスタープラン検討委員会開催要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 24 日

西原町長 崎原盛秀



西原町都市計画マスタープラン検討委員会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の素案策定及び見直しについて意見を求めることを目的として、西原町都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第 2 条 委員会において意見を求める事項は、西原町都市計画マスタープランの素案策定及び見直しに関するものとする。

(参加者)

第 3 条 町長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 町民
- (4) その他町長が必要と認める者

2 前項の場合において、町長は、原則として、同一の者に継続して委員会への参加を求めるものとする。

(運営)

第 4 条 委員会は、町長が招集する。

2 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

(開催期間)

第 5 条 委員会の開催期間は、2 年を目途とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(謝礼金)

第7条 委員会の委員の謝礼金については、別表のとおりとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第7条関係)

西原町都市計画マスタープラン検討委員の謝礼金

委員区分	金額
学識経験者	1回につき 7,000円
有識者	1回につき 4,000円
町民	1回につき 4,000円
その他町長が必要と認める者	1回につき 4,000円